

## ～申告時に必要なものチェックリスト～

		必要なもの	備考
共通	<input type="checkbox"/>	収入がわかるもの ・給与、年金の方は源泉徴収票の原本 ・営業・不動産収入の方は収支内訳書 <b>※ご自身で作成していただく必要があります。</b> ※事業の青色申告は受付できません。 ・その他の収入の方はその金額を確認できる証明書など	<b>※コピー不可</b>
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード（個人番号カード） ※ない場合は通知カードと運転免許証などの本人確認書類	
	<input type="checkbox"/>	e-Tax用 利用者識別番号を確認できる書類 ※過去に税務署で確定申告をされたことのある方は、その控えや 税務署から送付される「確定申告のおしらせ」に記載されています。 ※利用者識別番号がない方は会場で新規発行します。	※住民税申告の方は不要
各種所得控除	<input type="checkbox"/>	健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書	社会保険料控除
	<input type="checkbox"/>	生命保険料控除証明書	生命保険料控除
	<input type="checkbox"/>	地震保険料控除証明書	地震保険料控除
	<input type="checkbox"/>	障害者手帳など ※介護認定に基づく障害者認定を受けている場合は、該当年の証明書 （証明書の発行は市役所5番窓口介護保険係で行っています）	障害者控除 ※コピー可
	<input type="checkbox"/>	配偶者の収入がわかるもの（源泉徴収票など）	配偶者（特別）控除
医療費控除	従来の医療費控除	医療費控除の明細書 <b>※ご自身で事前に作成し会場へお越してください。</b> ※受付への領収書の提出・提示は不要ですが、医療費明細書の作成に使用した各種領収書は5年間の保管義務があります。後日、提出などを求められる場合がありますので大切に保管してください。 ※各保険者から配布される「医療費のお知らせ」などの医療費通知を医療費控除の明細書の代わりにする場合は、その医療費通知の原本が必要となります	医療費の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書（記載例）を参考に受診者別、病院、薬局ごとに領収書をまとめ、明細書を作成してください。
※セルフメディケーション税制を申告される場合の必要書類については、別途お尋ねください。			
寄附金控除	<input type="checkbox"/>	寄附金の領収書	ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請された方が確定申告をする際、寄附金控除の申告をされなかった場合は、 <b><u>ふるさと納税が無効となりますのでご注意ください。</u></b>
	<input type="checkbox"/>	寄附金の明細書（集計表） ※3カ所以上の団体に寄附をした場合 ※ふるさと納税のみの方は、ふるさと納税ポータルサイトが発行する「寄附金控除に関する証明書」も利用できます。	
還付	<input type="checkbox"/>	申告者名義の預貯金口座がわかるもの ※マイナポータル等で登録した公金受取口座を利用する場合は不要です。	